

## 答 申 書

( 答 申 第 344 号 )

令和 3 年 ( 2021 年 ) 12 月 22 日

---

### 1 審査会の結論

北海道知事が、開示請求のあった公文書について、それを作成し、又は取得していないことを理由として、不存在としたことは妥当ではなく、別紙 1 の 2 の表の番号 1 に掲げる公文書を対象公文書とした上で、改めて開示をするかどうかの決定をすべきである。

### 2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙 2 のとおり ( 省略 )

### 3 審査会の判断

#### (1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求 ( 以下「本件開示請求」という。 ) の内容は、「平成 29 年度 ( もしくは平成 30 年度 ) において太平洋クロマグロ漁獲規制を超過した北海道の定置網漁業者漁業者による他地域の定置漁業者等に対する制裁もしくはお詫び等の目的で検討した金銭的支払いについて、県が報告を受けたり、指導したことを記録した行政文書一式 ( 同定置協会との情報交換の記録を含む ) 」である。

#### (2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事 ( 以下「実施機関」という。 ) は、本件開示請求に対して、開示請求に係る情報を記録した公文書を作成し、又は取得していないことを理由として、北海道情報公開条例 ( 平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。 ) 第 17 条の規定に基づき、公文書不存在通知 ( 以下「本件処分」という。 ) を行った。

審査請求人 ( 以下「請求人」という。 ) は、本件処分を取り消し、今一度実施機関が保有している公文書を探索の上、関係する公文書の全てを開示することを求めていることから、以下本件処分の妥当性について検討する。

#### (3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は、本件処分の妥当性について、概ね次のとおり主張する。

請求人が主張する漁業者と関係団体との間における拠出金の支払に関して、実施機関が報告を徴し、又は指導する権限は存在しない。

したがって、実施機関は、請求人が主張する公文書を作成し、又は取得しておらず、また、現に管理していない。

イ 請求人は、実施機関が、本件開示請求に係る公文書を保有しているはずであるとして、概ね次のとおり主張する。

(ア) 定置網によるクロマグロ過剰漁獲とその解決のための拠出金の支払に関する漁業者と関係団体等との連絡協議に関する文書が存在することは明らかであり、2017 年度において、実施機関が、関係漁協又は漁業者から相談又は報告を受けていることを当時の担当課長などとの面談等により確認している。

(イ) 実施機関は、報告を徴し、又は指導する立場にはないと主張しているが、権限に基づき徴求したもの以外の公文書が存在する。実施機関の担当者あての電子メールや F A X 等を含めると相当量の公文書が確認できると推定する。

ウ 当審査会において、実施機関に対し、クロマグロ漁獲枠超過に係る事案の発生から拠出金が支払われるまでの間に、実施機関が作成し、又は取得した公文書について説明を求めたところ、概ね次のとおり説明があった。

(ア) 平成 29 年度までは、クロマグロ漁獲規制は、一般社団法人日本定置漁業協会（以下「協会」という。）が自主的な規制を行っており、漁獲規制が法制化されたのは、平成 30 年以降である。

(イ) 平成 29 年度当時、クロマグロ漁獲規制を超過した事案（以下「超過事案」という。）が発生し、北海道、関係漁業者及び協会との間で、超過事案の把握等の連絡調整が行われ、平成 30 年 2 月に、協会が、拠出金の支払が発生することを公表している。その後、平成 31 年において拠出金が支払われたというのが経緯である。拠出金の支払に関する協議等は、協会と違反した漁業者との間で行われたものであって、実施機関は何ら関与していない。

(ウ) 実施機関は、超過事案の把握等に係る公文書を作成し、又は取得しているが、拠出金の支払に関する公文書は、前記(イ)のとおり、実施機関は関与していないことから、保有しておらず、また、請求人が主張するような電子メールや F A X などによる問合せがあったか否かについても、当時の記録が残されていないため、実施機関に対する問合せはなかったものと考えられる。

なお、請求人が主張する当時の担当課長等との面談記録を確認したが、その内容は、未承認操業及びクロマグロの海中放流についての取材記録であって、拠出金の支払に関する記録ではなかったことが判明した。

(エ) また、協会による公表以降に実施機関が作成し、又は取得した公文書については、本件開示請求の趣旨に沿わないものであって、本件開示請求の対象公文書になるとは考えていない。

エ 実施機関の主張によると、実施機関は、本件開示請求の内容が、「制裁もしくはお詫び等の目的で検討した金銭的支払い」であることから、対象公文書の範囲を超過事案の発生から協会による公表までの間に実施機関が作成し、又は取得した拠出金の検討に係るものとして、期間及び内容を限定的に解釈していると認められる。

しかしながら、条例前文で謳われている道政の諸活動の公開性を高めるという趣旨からすると、開示請求書の記載内容等から対象公文書の期間や内容が明確に判断できるならともかく、実施機関が必要以上に開示請求の対象公文書の範囲を狭く解することは好ましくなく、本件開示請求については、協会による公表以降に実施機関が作成し、又は取得した公文書についても対象公文書と解するべきである。

このことから、当審査会は、本件開示請求の趣旨と実施機関の対象公文書の特定との間に齟齬があると認め、本件開示請求に係る対象公文書を改めて特定し、また、請求人が主張する上記イの(ア)の面談等に係る記録が存在するか否かを確認する必要があると判断し、令和 3 年 8 月 30 日付けで、実施機関に対し、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 17 年北海道条例第 7 号）第 7 条第 3 項及び同条第 4 項の規定に基づき、次の資料を提出するよう求めた。

(ア) 平成 29 年度において、実施機関が作成し、又は取得したクロマグロ漁獲規定量超過事案に関する情報が記録された文書の一覧表

(イ) 平成 30 年において協会がクロマグロ漁獲規定量を超過した事案に関し拠出金の支払が生じることを公表した後、拠出金が支払われるまでの間に実施機関が作成し、又は報告を受けた文書の一覧表

(ウ) 平成 29 年において、請求人が、北海道に対し取材を行ったときの対応記録の写し

当該要求に対し、令和 3 年 9 月 8 日付け漁管第 1386 号により、実施機関から別紙 1 のとおり資料の提出があった。

当審査会において、提出された資料を確認したところ、別紙 1 の 1 の表の番号 2、3、5、14、16、20、21 及び 26 に掲げる公文書（以下「関係公文書 1」という。）並びに別紙 1 の 2 の表の番号 1 に掲げる公文書（以下「関係公文書 2」という。）について、見分する必要があると認められたため、事務局をして当該各公文書を実施機関から提出させた。

関係公文書 1 及び 2 を見分したところ、関係公文書 1 には、超過事案に係る拠出金の支払に関する情報は一切記載されていないことから、当該各公文書は、超過事案に係る拠出金の支払に関する情報が記録されている公文書であるとは認められず、実施機関が関係公文書 1 を対象公文書

としなかったことは妥当であると判断する。

一方、関係公文書2は、超過事案に関して、協会が拠出金の支払が生じることを公表する以前において、実施機関内部で情報共有するために作成された公文書であって、超過事案の発生から当該公文書を作成するまでの間の経過及び実施機関の対応に関する情報が記載されている。当該公文書は、実施機関が、関係機関から何らかの報告を受け、又は情報を収集したことにより作成された公文書にほかならず、当該公文書は、請求人が求める「金銭的支払いについて、県が報告を受け」たことを記録した公文書であると認められる。

実施機関は、協会による公表以降に実施機関が作成し、又は取得した公文書については、本件開示請求の趣旨に沿わないものである旨主張しているが、前述のとおり、関係公文書2は、実施機関が何らかの手段により、公表される内容及び公表日などの情報を入手したことにより作成された公文書であり、その内容は、請求人が求める「県が報告を受けたり、指導したことを記録した」ものに該当すると認められ、その上、当該公文書は、実施機関が対象とした協会による公表以前のものと認められることから、実施機関の主張には理由がなく、実施機関は、本件開示請求に際し、関係公文書2を対象公文書として特定すべきであったと認められる。

これらのことから、実施機関が関係公文書2を対象公文書としなかったことは、妥当ではないと判断する。

また、別紙1の3に掲げる各公文書を見分したところ、当該各公文書は、請求人が、クロマグロの放流や定置網漁業者に対する経営支援制度などに関して実施機関に要望し、又は取材した際の対応記録であると認められるが、当該公文書には、請求人が主張する上記イの(ア)の超過事案に係る拠出金の支払に関する情報は記載されていないことを確認した。

なお、請求人が主張する実施機関の担当者あてに送付された電子メールやFAX等について、改めて実施機関に公文書を探索させたところ、それらは提出されなかったが、それは、実施機関の担当者に対し電子メールやFAX等による問合せが仮にあったとしても、関係漁協等に問い合わせるよう回答していただけであったため、あえて記録として残していなかったものと思料されるから、そのような公文書を作成し、又は取得していないとする実施機関の主張が不自然、不合理であると結論付けることはできない。

したがって、実施機関が行った本件処分は妥当ではなく、別紙1の2の表の番号1の公文書を本件開示請求の対象公文書とした上で、改めて開示をするかどうかの決定をすべきである。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和3年7月7日	○ 諮問書の受理（諮問番号 650） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し）の提出
令和3年7月13日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
令和3年8月20日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和3年8月30日	○ 実施機関に対し、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例第7条第3項及び同条第4項の規定に基づき、資料の提出を依頼
令和3年10月4日 （第二部会）	○ 審議
令和3年11月1日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
令和3年12月20日 （第110回全体会）	○ 答申案審議
令和3年12月22日	○ 答申